

令和7年3月14日

各 位

文学研究科長 出 口 康 夫

卓越した課程博士論文の出版助成制度（令和7年度）について

京都大学人と社会の未来研究院若手出版助成事業の支援のもと、京都大学文学研究科における卓越した課程博士論文の出版助成事業を行います。これは、過去5年間に審査を終えた課程博士学位論文を対象に公募・審査のうえ、最も優れたもの数点を選んで出版助成を行うものです。

文学研究科博士後期課程を修了されたアーリーキャリアの研究者の皆さんには奮って応募して下さることを願います。

(参考：令和5年度刊行情報 <https://www.bun.kyoto-u.ac.jp/news/8469/>)

記

1. 助成対象

- ・対象となる出版物が、本学で実施された人文社会科学、又は文理融合領域の優れた研究成果であること。
- ・文学研究科に提出された課程博士論文で、助成対象となる著者が、原則として、令和7年4月1日現在で博士の学位取得後5年未満（※1）の研究者（※2）であること。

※1：令和7年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児・介護休業等の期間を除いた場合に博士の学位取得後5年未満となる者を含む。

※2：本学以外の研究機関等において、任期のない常勤の教員又は研究職の仕事に就いている者を除く。

2. 出版助成金

1件につき100万円

3. 申請時に提出するもの

(1) 完成原稿 (PDF ファイル)

※申請時提出する原稿は、審査を受けた課程博士論文の原稿ではなく、それを単行本として出版できるように整えた原稿です。

※冒頭に出版物題目と著者氏名を明記願います。

(2) 目次 (PDF ファイル)

(3) 著作の概要 (PDF ファイル、日本語2, 000字程度)

(4) 著者の履歴書 (PDF ファイル)

(5) 業績表 (PDF ファイル)

(6) 論文調査委員による推薦書 (PDF ファイル)

※(6)のみ推薦者から総務掛へご提出いただいてもかまいません。((1) ~ (5) の提出時にその旨、記載すること)

※対象論文の審査年月日および学位授与年月日を文学研究科第二教務掛でご確認いただき、メール本文にてお知らせ願います。

※各ファイル名に上記番号の名称および著者の氏名を記載すること。

(例) ファイル名 : (1) 完成原稿 (京大太郎)

ファイル名 : (2) 目次 (京大太郎)

※必ずPDFファイルでご提出ください。

4. 申請の締切

令和7年4月15日 (火) 14時 厳守

5. 提出先

(1) ~ (6) の提出先 : 文学研究科総務掛 010somu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

6. 採否通知

提出された原稿は、文学研究科内に審査委員会を設けて審査し、文学研究科からの推薦論文を決定します。その後、人と社会の未来研究院において最終審査を行い、結果を令和7年6月中旬までに応募者へ通知する予定です。

7. 出版社

各自が出版社を選ぶことは可能ですが、出版契約は出版社と京都大学と著者の三者間で結ぶことになります。

8. 出版期限

令和8年3月末日

※期限までに出版できない場合は、助成を取りやめます。

9. その他

- ・京都大学内の複数部局への重複応募は認めません。
- ・採択対象となった書籍は、必ず「英文要約」を書籍の一部として製本してください。英文要約は1,000ワード程度とし、作成については、次の2つのいずれかを選択してください。
 - (1) 著者自身で英文の要約を用意し、そのネイティブチェック費用を文学研究科が負担する。
 - (2) 日本語2,000字程度の和文要約を用意し、ネイティブによる英訳費用を文学研究科が負担する。いずれの方法であっても、要約の内容は、国内の関係学界のみを念頭に置いた過度に細部にわたるものではなく、海外の研究者・大学図書館関係者等の読者に向けて業績の価値が分かりやすく伝わるように配慮してください。作成された英文要約の内容については、ホームページ、KURENAI等を利用して京都大学文学研究科および京都大学の関係機関が広く外部へ発信する公衆送信権を持つものとします。
- ・本助成を受け令和7年度内に刊行される書籍につきましては、人と社会の未来研究院の社会発信事業の一環として、著者の研究紹介（アピール）も兼ねた一般向けの記事を執筆いただきます。その記事を人と社会の未来研究院のウェブサイトに掲載させていただく予定です。

【Q & A】

Q1. 提出書類の(2)目次、(3)著作の概要の内容は、(1)完成原稿の内容と全く同一である必要があるか、または、そこから発展させた内容を書いても問題ないか。

A1. 「卓越した課程博士論文の出版助成制度」は課程博士論文の公刊を助成するためのものだが、博士論文そのものではなく、単行本の学術書として刊行できる原稿をもって申請することになる。従って、博士論文とは異なる部分が出てくることはあるかもしれないが、博士論文と内容が著しく異なるものは、審査の過程で助成の対象とは見なされない可能性がある。

Q2. 博士論文審査の「論文調査委員」を務めた教員がサバティカルで海外出張している場合、当該教員が推薦状を執筆することに関して、資格上・制度上の問題はありますか。

A2. 当該教員が承諾すれば問題ない。

Q3. 博士論文審査の「主査」を務めた教員が、退職している場合、「副査」の教員に推薦を依頼しても良いか。

A3. 問題ない。(退職教員は出版を監督することができないので在職教員に依頼すること)

Q4. 応募原稿については、すぐに印刷に出せるものが求められているが、もし年度内に刊行することができなかった場合、どうなるのか。

A4. 本助成は年度内に刊行することを条件としており、理由は何であれ年度内に刊行ができなかった場合、助成はしない。また、会計処理の都合上、年度末より数週間早く締切を設ける場合がある。刊行の遅れや出版の取りやめ、助成不可によって生じた問題については、著者の責任で対応することになるので、注意すること。

Q5. 申請時のタイトルが申請後(出版時)変更となっても構わないか。

A5. タイトル変更は基本的に可能とする。変更の可能性がある場合は、申請時に「(本のタイトル) (仮)」と記載すること。ただし、申請時に記載した「著作の概要」を逸脱する内容変更は認められず、そのためのタイトルの変更は認めない。